

町立学校教育職員の勤務時間の上限に関する方針

令和2年4月1日
智頭町教育委員会

1 趣旨

智頭町教育委員会（以下「町教育委員会」という。）は、「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」（令和2年1月文部科学省告示、以下「指針」という。）、「智頭小中学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する規則」（以下「規則」という。）に基づき、職員の「町立学校教育職員の勤務時間の上限に関する方針」（以下「方針」という。）を策定し、町立学校における教育職員のいわゆる「超勤4項目」以外の業務も含めて勤務時間の把握を行い、業務の削減や勤務環境の整備を進めるものである。

2 本方針の対象者

本方針は、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」（以下「給特法」という。）第2条に規定する教育職員のうち町立学校に勤務する教育職員を対象とする。

なお、給特法の対象となっていない事務職員等については、法定労働時間を超えて勤務させる場合には、いわゆる「36協定」を締結する中で「職員の勤務時間、休暇等に関する条例」等に定める時間外勤務の規制が適用されるものである。

3 時間外業務時間の上限時間

(1) 本方針において対象となる勤務時間等の考え方

規則で規定する「在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間」（以下「時間外業務時間」という。）について、管理の方法及び対象は以下の通りとする。

ア 時間外業務時間は、所定の勤務時間を超えて業務を行った時間であり、校長は出退勤時間及び時間外業務時間を給与・勤怠管理システム（以下「システム」という。）により把握するものとする。

イ 本方針における時間外業務時間には、校外で業務として行う研修に参加する時間や児童生徒等の引率等の業務を行う時間を含む。

ウ 自らの判断に基づいて自らの力量を高めるために行う自己研鑽の時間や休憩時間及びその他業務外の時間、自宅等に持ち帰って業務を行う時間は、本方針における時間外業務時間に含まない。

(2) 上限時間

ア 1か月の時間外業務時間の総時間が、45時間を超えないようにすること。

イ 1年間の時間外業務時間が、360時間を超えないようにすること。

(3) 特例的な扱い

ア 上記(2)を原則としつつ、児童生徒等に係る臨時的な特別の事情により勤務せざるを得ない場合についても、1年間の時間外業務時間が、720時間を超えないようにすること。

この場合においては、1か月の時間外業務時間が45時間を超える月は、1年間に6月までとすること。

イ 1か月の時間外業務時間が100時間未満であるとともに、連続する複数月(2か月、3か月、4か月、5か月、6か月)のそれぞれの期間について、各月の時間外業務時間の1か月当たりの平均が、80時間を超えないようにすること。

ウ アの児童生徒等に係る臨時的な特別な事情については、町教育委員会と協議の上、判断するものとする。

(4) その他

教育職員の時間外業務時間が(2)上限時間で定める上限時間の範囲を超えた場合には、各学校における業務や環境整備等の状況について事後的に検証を行うこと。

4 時間外業務時間の把握等

本方針の実施に当たって、教職員は、校外の時間や土日、祝日などの校務も含め時間外業務の状況をシステムに入力し、校長は、教職員にシステム入力を徹底させ、本人の報告等を踏まえて教職員の時間外業務時間をシステムにより客観的に日々計測すること。

また、校長は、上限時間の遵守を形式的に行うことを目的化し、真に必要な教育活動をおろそかにしたり、実際より短い虚偽の時間を記録に残す、または残させたりすることがあってはならないこと。さらに、上限時間を守るためだけに自宅等に持ち帰って業務を行う時間が増加してしまうことは、本方針のそもそもの趣旨に反するものであり、厳に避けること。

5 労働法制の遵守及び教職員の健康確保等

本方針の実施に当たり、町教育委員会及び校長は、本方針が、教職員が上限時間まで業務を行うことを推奨するものと解してはならないこと。併せて、休憩時間や休日及び週休日の確保等労働法制を遵守するとともに、年次有給休暇等の休日について、日常的・計画的に取得することや、まとまった日数連続して取得することを含めて健康確保に向けた取組を促進すること。

また、教職員の健康及び福祉を確保するため、校長は時間外業務時間が一定時間を超えた教職員への医師による面接指導を実施すること、終業から始業までに一定時間の継続した休息時間を確保すること、必要に応じ産業医等による助言・指導を受け、また教職員に産業医等による保健指導を受けさせること等に留意しなければならないこと。

6 学校における働き方改革の推進

本方針の実施に当たっては、町教育委員会及び校長は、町立学校における働き方改革の取組を一層促進し、教育の質の維持向上を図っていくとともに、保護者も含めて社会全体が本方針等の内容を理解できるよう、広く情報発信に努めていくこと。

7 本方針の達成に向けた取組等

町教育委員会は、本方針を実現するために実効性のある取組を推進するものとする。

附則

この方針は、令和2年4月1日から施行する。